第43回理事会の開催

令和四年三月二十四日（木）、ホテルグランヴィア和歌山に於き、ご来賓に和歌山税務署の幹部の方々をお迎えして、第四十三回理事会が開催され、以下の各議案についての審議が、松岡靖之会長を議長に進められ可決承認されました。

議案終了時には、ご来賓を代表し和歌山税務署長の前田様よりお祝辞をいただきました。

なお、第四十四回理事会も同じくグランヴィア和歌山で五月十日（火）に開催予定です。

第一号議案　令和四年度事業計画及び収支予算に関する件
　イ　令和四年度事業計画書
　ロ　令和四年度収支予算書

第二号議案　行政庁への定期提出書類に関する件
　イ　事業計画書
　ロ　収支予算書
　ハ　資金調達及び設備投資の見込み

第三号議案　令和四年度常勤役員の報酬等に関する件

第四号議案　令和四年度理事との取引に関する件

No.282

発行者
公益社団法人 和歌山納税協会

編集発行責任者
尾上好生

和歌山市雑賀屋町16
電話(073)423-8805

所得税・消費税の確定申告相談会開催

納税協会では二月十六日（水）から三月十一日（金）まで二階大会議室に相談会場を設け、近畿税理士会和歌山支部のご協力のもと税理士による相談会を実施し、四百余名の皆様が申告されました。

パソコン教室 参加者募集　お申込み・問合せは事務局まで

場所：和歌山納税協会２階大会議室　時間13：00～17：00

日　程	教室名	内　容
6月6日(月)	ワード＆エクセル	基本操作・文字入力・文書の作成・表やグラフの作成等
6月7日(火)	エクセル基礎Ⅰ	基本操作・データの入力・表の作成・印刷・グラフの作成等
6月8日(水)	パソコン会計	みんなの青色申告（2日間コース 1日目）
6月9日(木)	エクセル基礎Ⅱ	数式の入力、円グラフ作成・複数シートの操作・データベースの利用等
6月10日(金)	パソコン会計	みんなの青色申告（2日間コース 2日目）

和歌山税務署からのお知らせ

「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます！

＜令和５年 10 月１日からインボイス制度が開始されます！！＞

【説明会へ参加】　【動画を視聴】

令和５年 10 月１日から登録を受けるためには、原則、
令和５年３月 31 日までに登録申請を行う必要があります。

➢ e-Tax による早期の登録申請をお願いします。

※　インボイス制度の説明会や動画を準備しておりますので、上記二次元コードからご確認下さい！

○　和歌山税務署で開催するインボイス制度説明会（個人・法人事業者の方向け）のご案内

≪インボイス制度の説明会≫			≪インボイス制度の説明会≫ ～消費税の仕組みから知りたい方向け～		
消費税を申告したことがあるものの、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みを知りたい方向けの説明会			今まで消費税の申告をしておらず消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの説明会 ※インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。		
日時	開催場所	定員	日時	開催場所	定員
令和４年５月10日（火） 14時00分～14時45分	和歌山地方合同庁舎 ５階共用会議室２ 和歌山市二番丁３	各 45名	令和４年５月18日（水） 10時00分～10時45分	和歌山地方合同庁舎 ５階共用会議室２ 和歌山市二番丁３	各 45名
令和４年５月27日（金） 14時00分～14時45分			令和４年６月13日（月） 14時00分～14時45分		
令和４年６月２日（木） 10時00分～10時45分					

（注）事前予約制で開催しております。
参加を希望される場合は、事前に下記の連絡先に連絡の上、ご予約をお願いします。
【連絡先】
和歌山税務署　法人課税第１部門　℡ 073-424-2158

＼　今なら　／
登録申請相談会
実施中

おすすめ！　インボイス説明会終了後、
インボイス発行事業者の登録申請手続の説明、登録申請手続のお手伝いをいたします。

＼簡単！便利な！／　国税のキャッシュレス納付のご案内

金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

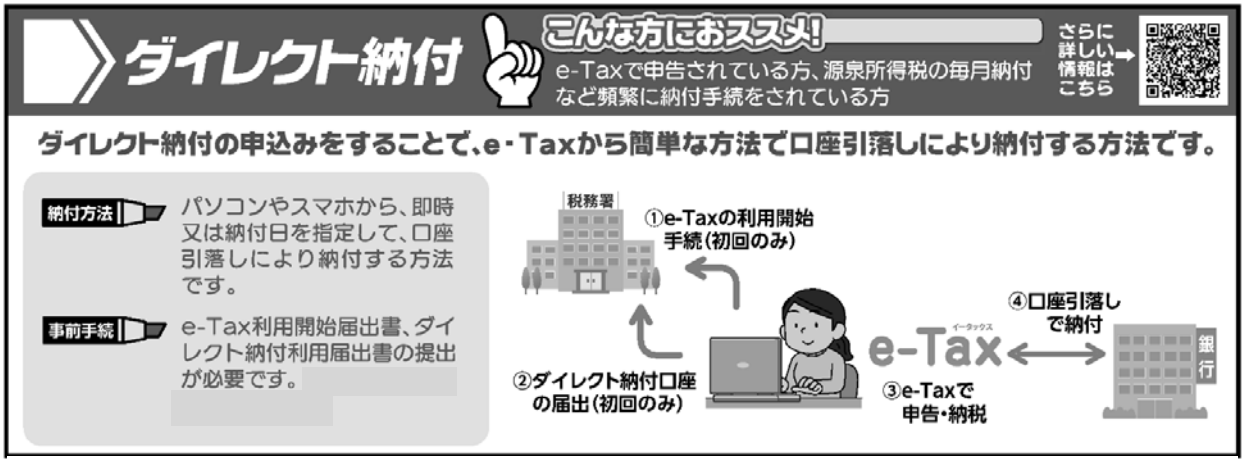

他にも「振替納税」、「インターネットバンキング等」、「クレジットカード納付」があります。
詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

和歌山市からのお知らせ

令和４年度　納税カレンダー

税目＼納期限月	令和4年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和5年 1	2
固定資産税 都市計画税		全・1期 5/31			2期 8/1			3期 11/30		4期 1/31	
市県民税 （普通徴収分）			全・1期 6/30		2期 8/31		3期 10/31		4期 12/28		
軽自動車税 （種別割）		全期 5/31		●軽自動車税（種別割）は、令和4年4月1日現在の所有者に令和4年度分の税金が課税されます。							

お問い合わせ先
財政局 税務部 納税課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
電話：073-435-1038

和歌山県からのお知らせ

令和４年度自動車税（種別割）の納期限は５月３１日（火）です。

自動車税の種別割は毎年４月１日現在で自動車を所有されている方に納めていただく税金です。
従来からの納付方法に加えて、令和４年度からはご利用いただけるスマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay、d払い、auPAY等）がさらに充実しました。
納税通知書に印字されているバーコードを利用して自宅から簡単便利に納付することができます。ぜひご利用ください！

納　期　限　令和４年５月31日（火）
納付場所等　●スマートフォン決済アプリを利用した納付　●インターネットを利用したクレジットカード納付
●金融機関　●コンビニエンスストア　●インターネットバンキング　●口座振替
●各県税事務所及び伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課
※詳しくは、納税通知書の裏面や県税務課のホームページ「県税を納める場所・方法」で御確認ください。
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/nouzeibasho/nouzeibasho.html

お問合せ先　和歌山県税事務所　【電話】073-441-3409　紀北県税事務所　【電話】0736-61-0067
紀中県税事務所　【電話】0737-64-1260　紀南県税事務所　【電話】0739-26-7937

納税協会から新刊図書のご案内

納税協会では、税務等関係図書（（株）清文社発行）を会員価格（１割引き）にて、販売しておりますので、実務にご利用ください。

書　籍　名	定　価
社会保険・労働保険の事務百科	定価3,740円（税込）
現代税法入門塾	定価4,180円（税込）
現場で使える「会計上の見積り」の実務	定価3,300円（税込）
もめない相続 困らない相続税	定価3,300円（税込）
経営危機における企業判断と実務対応	定価3,080円（税込）

公益社団法人 和歌山納税協会 〒640-8249 和歌山市雑賀屋町16
℡ 073(423)8805　Fax 073(426)1901　E-mail：wakayama@nk-net.co.jp
HP：https://www.nk-net.co.jp/wakayama/

令和４年４月からの　印紙税額一覧表

番号	課税される文書の名称	課税標準及び税額
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 （無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいう） （例）不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 （例）土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など (3) 消費貸借に関する契約書 （例）金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など (4) 運送に関する契約書 （運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません） （例）運送契約書、貨物運送引受書など	記載金額1万円未満のもの…… 非課税 金額の記載のないもの…… 200円 記載金額１万円以上10万円以下のもの…… 200円 〃 10万円超50万円以下のもの…… 400円（200円） 〃 50万円超100万円以下のもの…… 1,000円（500円） 〃 100万円超500万円以下のもの…… 2,000円（1,000円） 〃 500万円超1,000万円以下のもの… 10,000円（5,000円） 記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの 20,000円（10,000円） 〃 5,000万円超１億円以下のもの…60,000円（30,000円） 〃 １億円超５億円以下のもの……100,000円（60,000円） 〃 ５億円超10億円以下のもの……200,000円（160,000円） 〃 10億円超50億円以下のもの……400,000円（320,000円） 〃 50億円を超えるもの……600,000円（480,000円） （注）平26.4.1～令6.3.31間に作成される不動産譲渡契約書で契約金額が10万円超のものは、（　）の税額とされる。
2	請負に関する契約書 （請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家・プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます） （例）工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載金額1万円未満のもの…… 非課税 金額の記載のないもの…… 200円 記載金額１万円以上100万円以下のもの……200円 〃 100万円超200万円以下のもの…… 400円（200円） 〃 200万円超300万円以下のもの…… 1,000円（500円） 〃 300万円超500万円以下のもの…… 2,000円（1,000円） 〃 500万円超1,000万円以下のもの… 10,000円（5,000円） 記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの 20,000円（10,000円） 〃 5,000万円超１億円以下のもの…60,000円（30,000円） 〃 １億円超５億円以下のもの……100,000円（60,000円） 〃 ５億円超10億円以下のもの……200,000円（160,000円） 〃 10億円超50億円以下のもの……400,000円（320,000円） 〃 50億円を超えるもの……600,000円（480,000円） （注）平26.4.1～令6.3.31間に作成される建設工事請負契約書で契約金額が100万円超のものは、（　）の税額とされる。
3	約束手形又は為替手形	手形金額10万円未満のもの、金額の記載のないもの、複本又は謄本…… 非課税 一覧払のもの、金融機関相互間のもの、外貨表示のもの、非居住者円表示のもの、円建銀行引受手形…200円 手形金額10万円以上100万円以下のもの……200円 〃 100万円超200万円以下のもの…… 400円 〃 200万円超300万円以下のもの…… 600円 〃 300万円超500万円以下のもの…… 1,000円 〃 500万円超1,000万円以下のもの……2,000円 手形金額1,000万円超2,000万円以下のもの… 4,000円 〃 2,000万円超3,000万円以下のもの… 6,000円 〃 3,000万円超5,000万円以下のもの 10,000円 〃 5,000万円超1億円以下のもの…… 20,000円 〃 １億円超２億円以下のもの…… 40,000円 〃 ２億円超３億円以下のもの…… 60,000円 〃 ３億円超５億円以下のもの……100,000円 〃 ５億円超10億円以下のもの……150,000円 〃 10億円を超えるもの…… 200,000円
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券	日本銀行、商工組合、信用金庫等の法人の出資証券など…… 非課税 券面金額500万円以下のもの……200円 〃 500万円超1,000万円以下のもの……1,000円 券面金額1,000万円超5,000万円以下のもの… 2,000円 〃 5,000万円超１億円以下のもの…… 10,000円 〃 １億円を超えるもの……20,000円
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 〔株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社に限る〕	一通につき……40,000円
6	定　款（会社設立のときに作成される原本に限る）	一通につき…40,000円　株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法により公証人の保存するもの以外のもの…非課税
7	継続的取引の基本となる契約書 （契約期間３か月以内で更新の定めのないものを除く） （例）売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	一通につき…… 4,000円
8	預貯金証書	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金証書で、記載された預入額が１万円未満のもの…… 非課税 一通につき…… 200円
9	倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券	一通につき……200円
10	保険証券	一通につき……200円
11	信用状	一通につき……200円
12	信託行為に関する契約書（信託証書を含む）	一通につき……200円
13	債務の保証に関する契約書（身元保証を除く）	一通につき……200円
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	一通につき……200円
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	一通につき……200円　契約金額が１万円未満のもの…… 非課税
16	配当金領収証又は配当金振込通知書	一通につき……200円　配当金額が3,000円未満のもの…… 非課税
17	(1) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 （例）商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など (2) 金銭又は有価証券の受取書で(1)以外のもの （例）借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	①記載された受取金額が５万円未満のもの、②営業に関しないもの、③有価証券・預貯金証書・金銭信託証書及び配当金領収証書等に追記したもの……非課税 イ　売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの 受取金額100万円以下のもの……200円 〃 100万円超200万円以下のもの…… 400円 〃 200万円超300万円以下のもの…… 600円 〃 300万円超500万円以下のもの… 1,000円 〃 500万円超1,000万円以下のもの…2,000円 受取金額1,000万円超2,000万円以下のもの…4,000円 〃 2,000万円超3,000万円以下のもの…6,000円 〃 3,000万円超5,000万円以下のもの 10,000円 〃 5,000万円超１億円以下のもの……20,000円 〃 １億円超２億円以下のもの……40,000円 〃 ２億円超３億円以下のもの……60,000円 〃 ３億円超５億円以下のもの…… 100,000円 〃 ５億円超10億円以下のもの…… 150,000円 〃 10億円を超えるもの…… 200,000円 ロ　イに掲げる受取書以外のもの一通につき…… 200円
18	預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳及び障害者等の少額預金非課税制度の適用を受ける普通預金通帳等…… 非課税 一冊につき…… 200円 （通帳を作成した日から起算して1年間）
19	第1号、第2号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳	一冊につき…… 400円 （通帳を作成した日から起算して1年間）
20	判取帳（第１号、第２号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項につき２以上の相手方から付込証明を受ける目的をもって作成する帳簿）	一冊につき…… 4,000円 （通帳を作成した日から起算して1年間）

（参考）年末調整における基礎控除、配偶者控除、所得金額調整控除と住宅ローン控除のあらまし

・基礎控除

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超　2,450万円以下	32万円
2,450万円超　2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

・配偶者控除

納税者が控除対象配偶者（合計所得金額48万円以下等の要件を満たす者）を有する場合、その納税者本人の所得金額の合計額から、次の所得控除を受けることができる。

控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超　950万円以下	26万円	32万円
950万円超　1,000万円以下	13万円	16万円

（注）配偶者控除の適用がない納税者も、一定の要件を満たす場合は配偶者特別控除の適用を受けることができる。

・所得金額調整控除

①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除、②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の２種類があり、①は年末調整において適用することができる。

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える納税者で、一定の要件を満たす場合には、給与所得の金額から最大15万円の控除を受けることができる。

・住宅ローン控除（2年目以降、給与所得のみの場合は年末調整において適用可能）

国内で一定の居住家屋の取得等を行った場合で、そのために要した一定の借入金等を有する場合は、所得税の住宅ローン控除（令和４年１月１日～令和５年12月31日に居住を開始する長期優良住宅の場合、年末ローン残高（最大5,000万円）に対して控除率0.7%、控除期間13年間）を受けることができる。

〈主な適用要件〉その年の合計所得金額が2,000万円（床面積によっては1,000万円）以下であること。
取得等した日から６か月以内に居住を開始し、その年の12月31日まで引き続きその住宅に居住していること。
取得等した住宅の床面積が50㎡以上（合計所得金額1,000万円以下の場合40㎡以上）であること。

※本表は令和4年度税制改正案に基づいて作成しています。